不動産登記に関する事務処理の一部停止について

土地区画整理事業に係る換地処分の公告がされることに伴い、下表の地域について、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務等の処理ができません。

①各種登記の申請をしていただいても処理することはできません。

②登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されません。

御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所の職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期　間	対象地域名	事務停止の理由
令和８年１１月２日から 令和８年１２月２８日まで （予定）	知多市平野一丁目、二丁目、八幡字宗作、字竹後、字平野、字堀之内の各一部 （半田支局管轄）	土地区画整理事業